（様式第１号）

　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　農林事務所長　様

補助事業者

年度薪の広場支援事業（変更）計画書

このことについて、薪の広場支援事業実施要領第６（第１０の１）の規定により事業（変更）計画書を提出します。

（様式第１号の２）

薪の広場支援事業（変更）計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 補助事業者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 施設設置場所 |  |
| 導入施設 | 施設名称 |  |
| 導入予定時期 | 　　　　年　　月 |
| 補助対象事業費※１ | 　　　　　　　　　　　円 | （税込）（税抜） |
| 補助金額 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 現状 | 導入前年の薪販売量※２ | 　　　　　　　層積㎥ |
| 主な販売先 |  |
| 目標 | 販売量の計画 |  | 導入後１年目（　　　年） | 導入後２年目（　　　年） | 導入後３年目（　　　年） |
| 目標（計画） | 層積㎥ | 層積㎥ | 層積㎥ |

※１　補助事業者が免税事業者又は簡易課税事業者の場合は税込、一般税事業者の場合は税抜価格を記入する。

※２　薪の販売量は１層積㎥＝0.625㎥＝45束で計算することとする。

添付資料

　１．導入施設の図面、写真等

　２．導入施設の位置図

　３．事業費の根拠となる見積書等

４．導入前年の薪生産量が確認できる書類（出荷伝票、納品伝票等）

（様式第２号）

　　第　　　号

　　　年　　月　　日

補助事業者　様

　　農林事務所長

　　　年度薪の広場支援事業計画の（変更）承認について

　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で申請のあった　　　年度薪の広場支援事業計画書を承認します。

（様式第３号）

　　第　　　号

　　　年　　月　　日

補助事業者　様

　　農林事務所長

　　　年度森林・林業対策事業補助金の交付決定について（通知）

 　　　年　月　日付け　第　　号で申請のあった　　年度森林・林業対策事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号）第５条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知します。

記

１　補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、　　　年　月　日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった薪の広場支援事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　円

総事業費　　　　　　　　　　　　　円

補助金の額　　　　　　　　　　　　　円

３ 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。

４ 補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成１８年４月１日付け林第７号。以下「要綱」という。）、薪の広場支援事業実施要領（令和６年４月１日付け県流第８３号林政部長通知。以下「要領」という。）及びその他関係通知に従わなければならない。

５ 補助金交付の条件は、前記４に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）　補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（２）　補助事業者は、補助事業の内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（３）　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（４）　また、補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（５） 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を補助事業終了の翌年度から起算して５年間整理保管しておかなければならない。

（６）　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならない。

 ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、上記の各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

 イ　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の間接補助事業者について当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

 ウ　イによる報告は、別記様式１により、実績報告を提出した年度の６月１５日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には、翌年度の６月１５日までに報告するものとする。

（７） 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（様式第４号）

　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　農林事務所長　様

補助事業者

軽微変更届

　　　年度薪の広場支援事業について、下記のとおり計画を変更したので、届出（報告）します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更内容 |  |
| 変更理由 |  |
| 事業費 | 　〔変更前〕　　　　　　　　円　〔変更後〕　　　　　　　　円 |

※必要に応じて事業計画書（様式第１号）を添付すること。

（様式第５号）

　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　農林事務所長　様

補助事業者

補助金交付決定前着手届

　　　　　年度薪の広場支援事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、別記誓約条項を付して届出（報告）します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 着手予定年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 完了予定年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 補助金交付決定前着手の理由 |  |

 誓約条項

１　補助金交付決定を受けるまでの期間に天災、地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担する。

２　補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議がない。

３　当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画の重要変更は行わない。

（様式第６号）

　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　農林事務所長　様

補助事業者

年度薪の広場支援事業実績報告書

このことについて、薪の広場支援事業実施要領第１２の１の規定により事業（変更）計画書を提出します。

（様式第６号の２）

薪の広場支援事業　実績報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 補助事業者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 施設設置場所 |  |
| 導入施設 | 施設名称 |  |
| 導入時期 | 　　　　年　　月　　日 |
| 補助対象事業費※１ | 　　　　　　　　　　　円 | （税込）（税抜） |
| 補助金額 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 現状 | 導入前年薪販売量※２ | 　　　　　層積㎥ |
| 主な販売先 |  |
| 目標 | 販売量の計画 |  | 導入後１年目（　　　年） | 導入後２年目（　　　年） | 導入後３年目（　　　年） |
| 目標（計画） | 層積㎥ | 層積㎥ | 層積㎥ |

※１　補助事業者が免税事業者又は簡易課税事業者の場合は税込、一般税事業者の場合は税抜価格を記入する。

※２　薪の販売量は１層積㎥＝0.625㎥＝45束で計算することとする。

添付資料

　１．導入施設の写真等

　２．事業費の根拠となる納品書等

（様式第７号）

　　第　　　号

　　　年　　月　　日

補助事業者　様

　　農林事務所長

　　　年度森林・林業対策事業費補助金の額の確定について（通知）

 　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定した　　　年度森林・林業対策事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号）第１４条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

１　事　 業 　名　　薪の広場支援事業

２　確定補助金額　　金　　　　　　　　　円

（様式第８号）

　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　農林事務所長　様

補助事業者

薪の広場支援事業達成状況報告書

このことについて、薪の広場支援事業実施要領第１６の規定により報告します。

（様式第８号の２）

薪の広場支援事業　達成状況報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目標及び実績量 | 報告年度 | 　　　年度（導入　　年目） |
| 販売量の目標及び実績量※ |  | 導入前年（　　　年） | 導入後１年目（　　　年） | 導入後２年目（　　　年） | 導入後３年目（　　　年） |
| 目標 |  | 層積㎥ | 層積㎥ | 層積㎥ |
| 実績 | 層積㎥ | 層積㎥ | 層積㎥ | 層積㎥ |

※　薪の販売量は１層積㎥＝0.625㎥＝45束で計算することとする。

添付資料

１．報告年における薪の販売量が確認できる書類（出荷伝票、納品伝票等）